令和３年９月１日

市政記者各位

財政局技術監理部技術監理課

市発注工事における土壌汚染対策法に基づく届出について

本市が発注した工事において、土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案がありました。

今後はこのような事案が起きないよう、再発防止に努めてまいります。

１．土壌汚染対策法に基づく届出の概要

・土壌汚染対策法の改正により、平成 22 年４月から、3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手の 30 日前までに、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）への土地の形質の変更に係る届出が義務付けられている。

・知事等は、届出内容を審査し、土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土壌汚染の調査を命ずることができる。

２．経緯

・全国で当該事案が相次いだことを受け、土壌汚染対策法に基づく届出を適切に行うよう注意喚起を行う中で、平成 22 年度から令和２年度までの間に発注した工事の届出状況を調査した結果、136 件の未届事業が判明した。

［未届事業内訳］

道路整備 78 件、公園再整備 14 件、上下水道整備 11 件、市営住宅建替５件、その他 28 件

３．未届の原因

・平成 22 年度の土壌汚染対策法改正以降、届出対象事業の範囲の捉え方など、職員の理解が不足していた。

４．今後の対応

・未届事案については、既に全ての届出を終えており、届出内容の審査により、土壌汚染のおそれがある場合は調査を行う。（８月 31 日時点において、114 件は審査済みで、土壌汚染のおそれがないことを確認）

５．再発防止策

・工事発注時におけるチェックリストにより、組織的な確認を徹底する。
また、工事発注部署の職員は、土壌汚染対策法に関する研修の受講を必須とするなど、再発防止を徹底する。

〈問い合わせ先〉
【内容全般に関すること】
財政局技術監理部技術監理課　担当：牧野　　TEL711-4371（内線 6191）
【土壌汚染対策法の制度に関すること】
環境局環境監理部環境保全課　担当：後藤　　TEL733-5385（内線 2420）